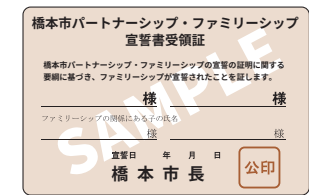




▲写真はイメージです。



▲パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証は、市営住宅の入居申し込みや橋本市市民病院の面会などの際に利用できます。

本市でパートナーシップ宣誓制度を宣誓されたきっかけは何ですか
以前、大阪市で宣誓を行なっていました。その後、橋本市に引越してきたところ、宣誓制度がスタートすると聞いたので、せっかく制度ができて使う人がいなければ「やっぱり必要ない」と思われてしまうのではないかと思ひ、今後のための実績としても残したいと思ひ宣誓を行いました。

今後の行政に期待することはありますか
性的マイノリティの人が正式な婚姻ができるようになる憲法改正への道はまだ遠いと思ひます。今は性的マイノリティの人たちがパートナーの関係であることを周りが認めることができる社会の実現に向けた足場固めの段階です。今の法律の範囲内で可能な制度の検討が進み、将来的には憲法改正の一助となつてほしいと思ひます。ただし、過剰な制度の進展などは望んでいません。

宣誓書受領証を実際に利用されたことはありますか
まだありません。

一人ひとりの人権を尊重する多様性を認め合う社会の実現に向けて

市では、互いに人格や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会の実現のため「橋本市パートナーシップ宣誓制度」を昨年10月から開始しました。法律上の婚姻関係ではない二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓し、市が証明する制度です。今回は、実際にこの制度を利用された人にインタビューを行いました。なお、インタビューはEメールで行いました。

人権が尊重され一人ひとりが

心豊かに暮らせる橋本市を目指して

部落差別や性差別などの人権問題について、市民の皆さんの理解が深まるよう努め、差別のない社会の実現を目指しています。

「人権・男女共同推進室」



同和問題を考えよう

同和問題

現在でも日本には、特定の地域の出身であることなどを理由として、結婚や就職において不当な扱いや差別的言動を受けるといふ「同和問題」があり、日本固有の人権問題となっています。

この対策として生活・住環境整備産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発などさまざまな取組みがこれまで行われてきました。しかしながら、同和地区の所在についての市への問い合わせやインターネット上への差別書込みなどの行為が現在も発生しています。市では、インターネット上の部落差別書込みを発見後、プロバイダなどに対して削除要請を行なっています。また、未削除分については、国や県を通じて再度の削除要請を行うなど、連携した取組みを実施しています。

暮らしている場所によって、個人の能力や人柄が決まることは決してありません。住んでいる土地によって差別されることは、どんなにつらく、悲しいか、私たち一人ひとりが考える必要があります。

私たちの身近なところで差別事件は起きています

令和4年度に和歌山県内で発生した差別事件は18件です。内訳は部落差別が11件、障がい者差別が5件、女性に対する差別が1件、外国人に対する差別が2件でした(うち1件は、外国人差別と部落差別の両方に該当します)。

橋本市内で令和4年度に差別事件はありませんでしたが、令和5年7月にメールによる部落差別事件が1件発生しています。市では、「橋本市部落差別の解消を推進する条例」に基づき、部落差別を行なった人に対し、指導および助言を行なっています。今後も部落差別について正しい理解が得られるよう、継続的な取組みなどを実施し、部落差別のない社会の実現を目指します。



▲人権啓発推進委員による啓発活動の様子

性的マイノリティの人の気持ちに寄り添いたい

橋本市では、昨年10月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、すでに本制度を利用して宣誓書受領証を受けた人たちは、10月現在で4組になりました。制度を利用していただいた人からは「橋本市で宣誓できてよかった」という感想をいただいています。

また、本年10月から、「橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に改正施行し、より一層のお互いの人格や多様性を認め合う社会の実現に取り組んでいます。

しかしながら、課題もありません。宣誓制度には、法的拘束力がなく、税金の控除や相続が生じるものではありません。宣誓制度に対する社会のさらなる理解が求められています。

生きづらさを抱えている人たちにとって、少しでも悩みを軽減できるような施策の実現を目指しています。制度についての詳細は、お気軽に人権・男女共同推進室までお問い合わせください。

問い合わせ

人権・男女共同推進室
☎ 3311229

